

熊本大学（本荘）
発生医学研究センター施設整備事業
実施方針等に関する質問回答集

回答集付属資料 1～4 を含む

平成 14 年 11 月 12 日 公表

熊本大学

閲覧期間	平成 14 年 11 月 12 日（火）～11 月 26 日（火）
閲覧場所	熊本大学 施設部 企画課 企画係
HP 掲示	http://www.kumamoto-u.ac.jp/univ-j.html （熊本大学 HP） http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N （文部科学省 HP）
閲覧対象	・実施方針等に関する質問回答集

本質問回答集は、平成 14 年 9 月 30 日（月）～ 10 月 10 日（木）に受け付けた熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業実施方針等に関する質問への回答を

実施方針

添付資料 1 リスク分担表（案）

別添資料 1 業務範囲一覧表（案）

別添資料 2 業務要求水準書（案）

別添資料 3 施設設計要求書（案）

の項目順に整理し、記載したものです。

本質問回答集は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益に害するおそれのないことを確認したうえで記載しております。

本質問回答集は現時点での考え方を示したものであり、実施方針等との相違がある場合には、本質問回答集の内容を優先いたします。なお、今後の意見招請等により変更する可能性があり、最終的には、入札説明書公表時に確定いたします。

目 次

実施方針	質問回答	1-1～1-9
添付資料 1	リスク分担表（案） 質問回答	2-1～2-3
別添資料 1	業務範囲一覧表（案） 質問回答	3-1
別添資料 2	業務要求水準書（案） 質問回答	4-1
別添資料 3	施設設計要求書（案） 質問回答	5-1～5-2
回答集付属資料 1	解体撤去部分を示す図	
回答集付属資料 2	周辺インフラの容量等	
回答集付属資料 3	既施設との動線計画図	
回答集付属資料 4	部門・分野別構成図	

（参考 質問項目数）

実施方針	75 項目
添付資料 1 リスク分担表（案）	19 項目
別添資料 2 業務範囲一覧表（案）	4 項目
別添資料 3 業務要求水準書（案）	3 項目（再掲 1 項目含む）
別添資料 4 施設設計要求書（案）	25 項目

総項目数 126 項目（再掲 1 項目含む）

実施方針等に関する質問回答書

<実施方針>

頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答	
1	1	第1	1	(3)		施設の管理者について、国立大学が独立行政法人化した後は、どなたが公共施設の管理者になるのでしょうか。	国において検討中です。
2	2	第1	1	(5)	1)	事前調査について、埋蔵文化財の規模、現在までの発掘資料等は提示いただけるのでしょうか。	入札説明書公表時にお示しします。
3	2	第1	1	(5)	1)	事前調査業務について、「埋蔵物文化財調査含む」とありますが、予備調査程度のもものは着手済み、あるいは終了していますか。	予備調査は、実施していません。
4	1 9	第1 第2	1 3	(5) (6)	1)	事業の範囲の中に、「施設整備に係る（基本設計・実施設計）及びその関連業務」という項目がありますが、このことは当然、選定事業者が決定した後に、基本設計等の作業にかかるという意味であると思いますが、各応募者が提案を行う場合、基本設計・実施設計を行うことなく入札説明書等の交付時に「施設設計要求書」等の中の与条件を満たして入札価格を提示すると考えてよろしいのでしょうか。 また、落札者決定後、設計段階が進むにつれ、当初見積もりとの乖離が出てくるのが予想されますが、その場合、事業契約の締結をする際に契約価格に関して、微調整等の価格交渉の余地は与えられるのでしょうか。	入札参加者が提示する入札価格については、ご質問のとおりです。 契約価格について、契約締結時に交渉は行いません。
5	2	第1	1	(5)	1)	周辺家屋影響調査・対策、電波障害調査・対策について、熊本大学（構内）の家屋や施設を対象外と考えてよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
6	2	第1	1	(5)	1)	建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務について、建築確認申請に相当する許認可の申請者はSPC（民間）になるのでしょうか、それとも大学（文部科学省）になるのでしょうか。	入札説明書公表時にお示しします。
7	2	第1	1	(5)	3)	現研究施設の解体撤去業務について、どの範囲（どの建物・施設）ですか。（別添のPFI事業計画のみでは、医学部基礎研究棟等の解体部分が不明確です。）	回答集付属資料1をご参照ください。
8	2	第1	1	(5)	3)	既設建物の使用状況により、解体前の移設や配管の盛替え工事が別途必要となると思われますが、この工事はどの業務範囲に含まれるのでしょうか。	配線及び配管の盛替え工事は、現研究施設の解体撤去業務に含まれます。
9	2	第1	1	(5)	3)	現研究施設の解体撤去業務について、解体撤去業務の時期はいつをお考えでしょうか。	契約締結後、直ちに撤去可能です。

< 実施方針 >

頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答
10	2	第1	1	(5) 3)	現研究施設の解体撤去業務について、解体において特に注意しなければならない危険物、産業廃棄物、有害物質等はあるのでしょうか。	RI除染以外に措置が必要となる危険物、有害物質等はありません。
11	2	第1	1	(5) 3)	現研究施設の解体撤去業務について、解体・撤去を必要とする現研究施設の規模、構造等をご提示ください。	回答集付属資料1をご参照ください。
12	2	第1	1	(5) 3)	「維持管理業務」にかかる光熱水費について、大学に実費をご負担いただけるとのことですが、「施設整備業務」に関連して発生する光熱水費につきましても公共負担と考えて宜しいのでしょうか。	研究施設の引渡日までの研究施設にかかる光熱水費は事業者の負担とします。
13	2	第1	1	(5) 3)	「その他の業務」として、「維持管理にかかる光熱水費は大学が実費を負担する。」とありますが、研究センターの運営及び研究業務の光熱水費についても同様に大学が実費負担という理解でよろしいですか。	ご質問のとおりです。
14	2	第1	1	(5) 3)	大規模修繕と修繕の区分を教示下さい。	本事業における大規模修繕とは、大学が別発注する施設の利用を制限して行う大規模な修繕をいい、要求水準書に示す機能を維持するために行う修繕は規模にかかわらず、すべて事業範囲内とします。
15	3	第1	1	(6)	選定事業者の収入について、事業者が有する「施設の設計、建設、既設施設の解体撤去に係る費用」に対する支払請求権と「施設の維持管理に係る費用」に対する支払請求権は、一体不可分でしょうか。もしくは、分割して考えることが可能でしょうか。	入札説明書公表時にお示しします。
16	3	第1	1	(6) (7)	既設建物の撤去につきまして、工業者側で行うことになっておりますが、撤去にかかわる費用は、新規センター構築費用とは別として選定事業者に支払われるのでしょうか。撤去にかかわる費用の支払いについても、引渡し時となるのでしょうか。御教示頂ければと思います。	入札説明書公表時にお示しします。
17	3	第1	1	(7)	事業方式について、BTO方式により実施されるとのことですが、施設の設計、建設、既設施設の解体撤去に係る費用は施設の完成確認、引き渡しをもって確定債権として確立されるものと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書公表時にお示しします。
18	3	第1	1	(7)	事業方式について、本事業はBTO方式を想定されているということで、竣工後即座に大学が施設所有権を保有されますが、不動産取得税・事業所税（新設）については事業者には課税されないとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書公表時にお示しします。

< 実施方針 >

頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答	
19	3	第1	1	(7)		事業方式について、本事業はBTO方式を想定されているということですが、施設所有権は、大学が直接保存登記されますか、あるいは、事業者側で保存登記し、大学に移転登記することになりますか。また、登録免許税は大学の負担でしょうか、事業者の負担でしょうか。	入札説明書公表時に提示する予定です。
20	3	第1	1	(7)		国立大学等の独立行政法人化が話題になっていますが、本事業が独立行政法人の事業に変更となった場合、事業契約はどのような変更になりますか。	入札説明書公表時に提示する予定です。
21	3	第1	1	(7)		独立行政法人化はP22「リスク分担表(案)」のNO.7法制度リスクの大学のリスクと解釈してよろしいでしょうか。	入札説明書公表時に提示する予定です。
22	3	第1	1	(9)		時限について、「本施設は時限10年で設置されたもの」とありますが、具体的にどのような政策によって計画されたものなのでしょうか。お示しください。	本施設は、国立学校設置法施行規則第20条の3により設置され附則(平成12年3月31日文科省令第27号抄)に平成22年3月31日までと定められています。
23	3	第1	1	(9)		時限について、本施設は時限10年で設置されたものであり、事業期間中の平成22年3月31日に時限を迎えたとありますが、時限措置の根拠を教えてください。また、リスクは大学が負担するとありますが、時限期限で事業が中止された場合、負担の考え方を教えてください。	本施設は、国立学校設置法施行規則第20条の3により設置され附則(平成12年3月31日文科省令第27号抄)に平成22年3月31日までと定められています。 時限に伴い事業が中止された場合は、リスク分担表(案)No.46に示したとおり、大学がリスクを負担します。
24	4	第1	1	(11)		事業期間終了後には、当該施設を無償で大学に譲渡するものと考えてよろしいですか。	本件は、BTOを想定していますので、選定事業者には既設施設を解体撤去し、施設を設計、建設した後に、大学に施設を引き渡していただきます。
25	4	第1	2	(2)	1)	特定事業の選定について、コスト算出による定量的評価を公表するとありますが、入札の参考価格となる財政負担額の参考数値が示されると考えてよろしいでしょうか。	特定事業の選定時には、国が入札等において正当な競争を阻害するおそれがあると判断した場合は、VFMの表記として、PSCとPFIのLCCの差額又は比率とすることも考えています。
26	4	第1	2	(2)	1)	特定事業の選定に関して、コスト算出による定量的評価では、品質確保のため、低価格応募に対する歯止め措置は講じますか。	特定事業の選定時に行うコスト算出ではそのような措置を講じないことを考えています。なお、提案書の審査では、入札価格のほか、建築計画、事業計画及び維持管理計画等も併せて総合的に評価します。詳細は、入札説明書公表時にお示しします。
27	5	第1	2	(2)	3)	特定事業の選定に関するPFI事業として実施することの定性的評価について、「定性的評価」とは、具体的にどのような内容を指すのですか。	定性的評価として、「効率的な維持管理の実施」、「教育研究環境の向上」、「リスク分担の明確化による安定した事業運営」等について評価する予定です。
28	5	第1	2	(3)		選定結果公表時に、PSCは公表されますか。	特定事業の選定時には、国が入札等において正当な競争を阻害するおそれがあると判断した場合は、VFMの表記として、PSCとPFIのLCCの差額又は比率とすることも考えています。

< 実施方針 >

頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答
29	5	第1	2	(3)	特定事業の選定の選定結果の公表方法において「VFM評価を明らかにする」となっております。入札説明書には「債務負担行為限度額」も公表されると考えて宜しいですか。	債務負担行為額の限度額は提示しません。
30	6	第2	2		選定の手順及びスケジュールについて、「平成15年(2003年)3月 第一次審査結果の通知」と「平成15年(2003年)4月 提案書の受付」とあり、両者の間に1ヵ月とタイトな為、実際には第一次審査の結果通知を待たずして、提案書の提出に向けた作業を進めないと間に合いません。第一次審査を通過する、しないにかかわらず、民間側には経済的な負担が生じることにもなりますので、スケジュールについては、ご配慮頂けないでしょうか。	ご意見として承り、大学にて検討します。
31	6	第2	2		選定の手順及びスケジュールについて、入札説明書交付から提案書受付及び落札者の選定から事業契約の締結までの期間が短いと思いますが、変更される予定はないでしょうか。	ご意見として承り、大学にて検討します。
32	6	第2	2		選定の手順及びスケジュールについて、落札者の選定後、選定事業者の公示がされ、その後事業契約の締結までが1ヶ月程度と見受けられます。選定事業者が特別目的会社を設立し契約の手続きを行うと契約書作成の調整機関を含めると最低約1.5ヶ月を要しますので、日程的にはこれを確保して頂けると考えて宜しいでしょうか。	ご意見として承り、大学にて検討します。
33	10	第2	3	(11)	選定の手順及びスケジュールについて、落札者選定後、正式に選定事業者と決定する過程で、大学と落札者は協議、交渉をする機会はあるのでしょうか。	落札者選定後から選定事業者を決定する過程において、契約書の文言の明確化を除き、交渉する機会は設けない予定です。
34	10	第2	4	(1)	入札参加者の参加要件等について、「構成員」又は「協力会社」から更に業務を請け負わせる場合の業務範囲等の制限はあるのでしょうか。また、それら業務を請け負うものについての参加要件、資格等要件はどの様に規定されるのでしょうか。	構成員又は協力会社から業務を請け負わせる場合、業務範囲等の制限を設定することは考えていません。また、それら業務を請け負うものについての参加要件、資格等要件の設定も考えていません。
35	10	第2	4	(1)	入札参加者の参加要件等について、参加表明書に記載する協力会社の範囲について、ご提示ください。例えば、リーガルアドバイザーは記載する必要がありますか。	詳細は入札説明書公表時にお示しますが、参加表明書に記載していただく協力会社は、設計、建設、維持管理、解体撤去業務を行う企業とし、リーガルアドバイザーは含めないことを考えています。
36	10	第2	4	(1)	入札参加者の参加要件等について、ここで定義される「協力会社」には、建設JVの構成員として参画する企業も含まれるのでしょうか。	建設に当たる者については、建築一式工事、電気工事及び管工事の各工事を複数の企業が共同で実施することは差し支えありませんが、その場合は、共同して工事を実施するすべての入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社が、「実施方針 第2 4. (2) 」の要件を満たすものとします。

<実施方針>

頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答
37	11	第2	4	(1)	入札参加者の参加要件等について、「会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしていない者であること。」とありますが、更生又は再生手続き開始の申立てを行った企業については、申立て後に進められていく当該手続きのどの段階で、又はどのような条件を満たすことで、改めて参加資格を付与されることになるのでしょうか。	文部科学省による一般競争参加資格の再取得を開札までに確認できることが必要です。 更生又は再生手続き開始の申立てを行った企業は、手続き開始の決定を受けた後に再度一般競争参加資格審査の申請書による再申請（工事経歴書、営業所一覧表、経営事項審査結果通知書の写し、更生又は再生手続き開始の決定書の写し、その他文教施設部長が必要と認める書類）をし、文部科学省が再申請者の経営規模等を慎重に審査の上、等級格付けを行います。
38	11	第2	4	(1)	入札参加者の参加要件等について、にある「支出負担行為担当官」とは具体的に誰のことを指しますか。	熊本大学事務局長です。
39	11	第2	4	(1)	入札参加者の参加要件等に関し、指名停止について、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」に基づく指名停止とあるが、換言すれば指名停止等の措置は建設企業を対象とするものとの理解でよろしいですか。	建設企業のみならず、入札参加企業又は入札参加グループ及び協力会社は、文科省の指名停止を受けていない者となります。
40	11	第6	4	(2)	設計に当たる者について、イの「経営状況が健全であること」とは、具体的な指標があれば教示下さい。	手形交換所による取引停止処分及び主要取引先からの取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者をいいます。
41	11	第2	4	(2)	設計に当たる者については、「平成4年度以降に、本事業と同種業務の建物の設計実績があること。なお、同種業務の具体的な要件は入札説明書において示す。」とありますが今回質問書にて示していただけないのでしょうか。	入札説明書公表時にお示しします。
42	12	第2	4	(2)	建設に当たる者について、共同事業体により建設工事を実施する場合には、共同事業体に属する全ての建設会社等が、「建設一式工事 1050点」を満たし、かつ全ての建設会社が「同種業務の建物の建設実績があること」を満たさなければならないのでしょうか。	ご質問のとおりです。
43	12	第2	4	(2)	建設に当たる者について、「ウ 平成4年度以降に、本事業と同種業務の建物の建設実績があること。なお、同種業務の具体的な要件は入札説明書において示す。」とありますが今回質問書にて示していただけないのでしょうか。	入札説明書公表時にお示しします。
44	12	第2	4	(2)	建設に当たる者について、ウの「本事業と同種業務の建物」の範囲は入札説明書にて示されることとなっておりますが、それ以前に公表いただけないのでしょうか。	入札説明書公表時にお示しします。
45	12	第2	4	(2)	建設に当たる者について、ウの「本事業と同種業務の建物の建設実績」の条件として、管理技術者に同種の施工実績経験が必要でしょうか。	必要となります。

< 実施方針 >

頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答
46	12	第2	4	(2)	建設に当たる者について、次の要件を満たすことの項目の中で、「ウ 平成4年度以降に、本事業と同種業務の建物の建設実績があること」となっていますが、本施設規模の延べ面積は約5,700㎡で予定されています。よって5,700㎡位の建設の経験が無ければ、今回の入札予定の参加者としては認められないのでしょうか。	入札説明書公表時にお示しします。
47	12	第2	4	(2)	建設に当たる者について、ウに「本事業と同種業務の建物の建設実績があること」とありますが、これは建築工事一式を担当するものだけに対する要件ですか。それとも電気工事、管工事を担当する者に対しても求められる要件ですか。	建築一式工事、電気工事及び管工事を担当する者は、それぞれが建設に当たる者のウ「本事業と同種業務の建物の建設実績があること」を満たす必要があります。
48	12	第2	4	(2)	維持管理に当たる者について、「ウ 平成4年度以降に、本事業における施設と同種の維持管理業務実績があること。なお、同種業務の具体的な要件は入札説明書において示す。」とありますが今回質問書にて示していただけませんか。	入札説明書公表時にお示しします。
49	11	第2	4	(2)	入札参加者の構成員等の資格等要件について、設計に当たる者 建設工事に当たる者（建築工事、電気工事、管工事） 維持管理に当たる者となっていますが、具体的には「設計」「建築」「電気」「管」「維持管理」の5社にて株式会社を設立するものですか。	入札参加グループの構成員のみならず協力会社も、要件を満たすことで設計に当たる者、建設に当たる者、維持管理に当たる者、になることが可能ですので、特別目的会社（SPC）は必ずしも、ご指摘の5業種の事業者で設立するとは限りません。
50	11	第2	4	(2)	入札参加グループ及び協力会社の設立に当たっては、独自で入札参加グループ及び協力会社を設立してもよろしいのでしょうか。	入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループとし、入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社のいずれも、「実施方針 第2 4. (1) 及び (2)」の要件を満たすものとします。
51	11	第2	4	(2)	入札参加グループ及び協力会社を独自で設立しようとする場合、何らかの資料（基準）に基づいて行うのでしょうか。資料（基準）があれば教えていただけませんか。	入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループとし、入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社のいずれも、「実施方針 第2 4. (1) 及び (2)」の要件を満たすものとします。
52	12	第2	4	(2)	構成員及び協力会社の変更について、やむを得ない事情が生じた場合は、大学と協議するとありますが、「やむを得ない事情」とは具体的にどのような事情を指していますか。	事業遂行に支障をきたす恐れがあると認められる場合に、大学において判断させていただきます。
53	12	第2	4	(2)	入札参加者の構成員等の資格等要件について、「参加表明書により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、大学と協議を行うこととする。」との記載がありますが、協力会社に関して「やむを得ない事情」とは具体的にどのような事情を想定されているのでしょうか。	事業遂行に支障をきたす恐れがあると認められる場合に、大学において判断させていただきます。

< 実施方針 >

頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答
54	13	第2	4	(3)	特別目的会社の設立等について、入札参加グループ構成員以外が特別目的会社へ出資する場合、出資者の要件はあるのでしょうか。構成員以外の出資者がある場合、どの時点までに出資者、出資額を確定する必要があるのでしょうか。	詳細は入札説明書時に公表しますが、入札参加グループの構成員以外の出資者については、筆頭株主にならないことを要件として想定しております。構成員以外の出資者及び出資額については、特別目的会社設立時までに確定する必要がありますが、入札段階において主要な出資者名等を示していただくことを想定しています。
55	12	第2	4	(3)	特定目的会社の設立等について、最低資本金の額を定める予定がありますでしょうか。	入札説明書公表時にお示しします。
56	12	第2	4	(3)	特別目的会社の設立等について、落札者決定後に設立する特別目的会社に対し、構成員は必ず出資をしなければならない。という理解でよろしいですか。	ご質問のとおりです。
57	12	第2	4	(3)	特別目的会社の設立等について、入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。とありますが、構成員全員の出資が必要でしょうか。グループの一部の企業が50%以上の出資を行えば宜しいのでしょうか。出資が義務付けられている業務はあるのでしょうか。	入札参加グループの構成員は、特別目的会社に対し必ず出資するものとなります。構成員間の出資比率は事業者の裁量によりますが、構成員の出資比率の合計は50%を超える必要があります。
58	13	第2	4	(3)	特別目的会社への出資について、入札参加企業又は入札参加グループの構成員の出資比率が全体の50%を超えるものとするのとありますが、その以外の出資者は誰でもかまわないのですか。出資者の資格要件等（法人個人の別、法人の種類等）は無いと考えてよいですか。また、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者が筆頭株主でもよいのですか。	前段の入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の出資者については、特に資格要件の設定は考えていませんが、筆頭株主にならないことを要件として想定しています。後段については、入札参加企業又は入札参加グループの構成員には本事業に責任をもって遂行していただくために、筆頭株主を入札参加企業又は入札参加グループの構成員とします。詳細は入札説明書公表時にお示しします。
59	12	第2	4	(3)	構成員以外で出資する者の表明は、必要ですか。	詳細は入札説明書公表時にお示しますが、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の出資者については、主要な出資者名等を提案時に示していただくことを想定しています。
60	12	第2	4	(3)	特別目的会社の設立等について、全ての出資者は事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有し、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定をその他一切の処分を行ってはならないとありますが、ファイナンス組成のための金融機関への担保提供を行う場合、どのような扱いになるのでしょうか。	金融機関への担保提供については、大学の事前の書面による承諾を得る必要があります。

< 実施方針 >

頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答
61	12	第2	4	(3)	特別目的会社の設立等について、「全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有し大学の事前の承認がある場合を除き譲渡担保権設定その他一切の処分を行ってはならない。」とされていますが、特別目的会社が金融機関等から建設資金等の借りに伴って、通常、特別目的会社の「債権・資産・権利等及び株式に担保権」の設定が要求されます。これらについては、ご承諾いただけたらと考えて宜しいでしょうか。	金融機関への担保提供については、大学の事前の書面による承諾を得る必要があります。なお、かかる担保権等の設定により大学が不利にならない合理的な条件で承諾することを検討中です。
62	12	第2	4	(3)	特別目的会社の設立等について、「全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。」とありますが、プロジェクトファイナンスにて資金調達をすると仮定した場合、レンダーが融資条件の一つとして、出資者保有のSPC株式に対する質権設定、或は返済原資となるサービスフィー等債権に対する質権設定等を要求してくることも十分考えられますが、その場合、文部科学省(熊本大学)としては、事前の書面による承諾がある場合として取り扱っていただけるのでしょうか。	金融機関への担保提供については、大学の事前の書面による承諾を得る必要があります。
63	13	第2	5	(2)	審査手順について、第一次審査を予定されていますが、審査の要件を満たした全てのグループが第二次審査に進めるものと考えて良いのでしょうか。	ご質問のとおりです。
64	13 14	第2	5 6		審査の結果について、「公表する」との記載がありますが、第一次審査及び第二次審査等の審査過程の公表はされますか。実施する場合、その時期はいつでしょうか。	入札説明書公表時の事業者選定基準においてお示しします。
65	15	第3	3		選定事業者の責任の履行について、「契約保証金の納付」・「国債証券等の提供」・「履行保証保険付保」等事業者に課される措置につきまして、各措置毎にその条件をご提示いただけますでしょうか。(具体的には金額、対象期間等をご教示ください)	詳細は入札説明書公表時にお示しますが、履行保証保険付保については対象期間を建設工事期間とし、契約金額の設計・建設期間に相当する金額の10分の1以上の納付を検討中です。
66	15	第3	3		選定事業者の責任の履行について、事業契約の履行を保障するための措置として「履行保証保険付保等」が想定されております。履行保証保険については、建設業者をして付保が可能と考えて宜しいでしょうか。	詳細は入札説明書公表時にお示しますが、履行保証保険付保については、対象期間を設計から建設工事の期間とすることで検討中です。
67	15	第3	3		選定事業者の責任の履行について、事業契約の保証を行うことが想定されていますが、保証の範囲は事業契約全体(全期間)を指すのでしょうか。もしくは建設工事(建設期間中)を指すのでしょうか。また、被保険者となるのは大学でしょうか。もしくは事業SPCでしょうか。	詳細は入札説明書公表時にお示しますが、履行保証保険付保の対象期間については、建設工事期間とすることで検討中です。

< 実施方針 >

頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答
68	16	第3	4	(2) 2)	選定事業者の設置する工事監理者について、構成員である「建設に当たる会社」が兼務しても宜しいのでしょうか。	工事監理業務と建設業務を同一の企業が兼ねることはできません。
69	16	第3	4	(2) 2)	「工事監理者」については、設計者の兼務が可能でしょうか。	建設業務を行う企業と同一でない場合に、兼務が可能です。
70	16	第3	4	(4)	モニタリングの費用に関連して、国からSPCに対してなされる支払は割賦料と維持管理料で構成されておりますが、モニタリングの結果減額される対象となるのは、維持管理料部分のみと考えて宜しいのでしょうか。(割賦料部分の支払はモニタリングに関係なく確定時期になされると考えて宜しいのでしょうか)	入札説明書公表時にお示しします。
71	16	第3	4	(5)	支払額の減額等について、モニタリングの結果、事業契約書で定められた要求水準維持されていない場合、大学は選定事業者に対して支払額を減額するとありますが、減額の対象となるのは維持管理に関する支払額に限られるのでしょうか。建設費の割賦原価の支払い額にも変更の可能性があるのでしょうか。	入札説明書公表時にお示しします。
72	18	第7	2		財政上及び金融上の支援に関し、無利子融資や低利融資について、当該融資を受けた場合に生じる提案金額との差益は、民間事業が享受することができるかと解釈して宜しいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
73	全般				実施方針全般について、本特定事業における、民間事業者と事業契約締結を行う当事者および割賦債務の負担当事者は、文部科学大臣になるのでしょうか、それとも事務の委任を受けた熊本大学になるのでしょうか。	支出負担行為担当である熊本大学事務局長です。
74	全般				実施方針全般について、本特定事業の実施にあたり、債務負担行為は設定されるのでしょうか。また、その設定者及び設定時期はどのタイミングになるのでしょうか。	入札説明書公表時にお示しします。
75	他				測量図の配布について、測量図の配布予定をご提示ください。	測量図を配布することは、考えておりません。

実施方針等に関する質問回答書

<添付資料1 リスク分担表(案)>

頁No.	リスクNo	リスクの種類	質問事項		回答	
76	22	4 共通	契約 リスク		契約リスクについて、選定事業者と契約を結べない、または契約手続きに時間がかかる場合のリスク負担は双方となっていますが、事由の帰責性の有無によってリスクの負担者が決まると理解して宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。 なお、契約の当事者双方の原因による場合には、協議によりそれぞれの分担を定めるものとします。
77	22	8 共通	制度 関連 リスク	法制度 リスク	法制度リスクについて、「No.8」では「法制度・許認可の新設・変更に関するもの(本事業に類型的又は特別に影響を及ぼすもの以外のもの)」が「事業者負担」となっておりますが、これらは、行政サイドが新設・変更を行うものであり、リスクの負担にあたってはその都度協議させて頂くことでは如何でしょうか。	本リスクは、原則として事業者が負担するものと考えます。
78	22	11 共通	制度 関連 リスク	税制度 リスク	税制度リスクについて、収益関係税の変更・新設に関するリスク負担者が事業者となっておりますが、当該変更・新設による事業へのインパクトが現時点では不明ですので、原則負担者を国(あるいは事業者)と決めておき、実際に当該変更・新設が発生した場合には取扱いを国との協議事項とさせて頂いていただけませんか。	ご意見として承り、大学にて検討致します。
79	22	11 共通	制度 関連 リスク	税制度 リスク	税制度リスクについて、「No.11」では収益関係税の変更に関するものが「事業者負担」となっておりますが、これらは、行政サイドが変更を行うものであり、リスクの負担にあたってはその都度協議させて頂くことでは如何でしょうか。	ご意見として承り、大学にて検討致します。
80	22	11 12 共通	制度 関連 リスク	税制度 リスク	税制度リスクについて、一般的な税制変更として、外形標準課税が新設された場合は、「No.11 収益関係税の変更に関するもの」として取り扱われるのでしょうか。それとも「No.12 上記以外の変更に関するもの」と取り扱われるのでしょうか。	外形標準課税が新設された場合のリスク分担については現在検討中です。 詳細については、入札説明書公表時にお示しします。
81	22	17 共通	社会 リスク	環境 問題 リスク	環境問題リスク「No.17」について、選定事業者が行う業務に起因する環境問題は事業者負担となっております。施設設計要求書(案)P4には事業計画地内取り壊し建物についてのRI除染作業が記載されておりますが、それ以外には解体により環境に影響を与えるような施設、設備、使用材料等は無いと理解でよろしいでしょうか。また、事業者による既存施設の建物調査等により、環境に影響を与える恐れのある施設、材料等が発見された場合には、そのリスクは大学が負担するという理解でよろしいでしょうか。	現時点では、RI施設以外の環境に影響を与える施設、設備、使用材料等は想定しておりませんが、事業者による調査の結果環境に影響を与える恐れのある施設、材料等が発見された場合は、「土地瑕疵リスク(37)」に該当するものとして、大学側が負担します。 なお、事業者によるRI除染の方法に瑕疵があったことによって生じた費用の増大や工事の遅延等に関するリスクは事業者の負担となります。

<添付資料1 リスク分担表(案)>

頁 No.	リスクNo	リスクの種類	質問事項	回答	
82	22	21 共通	債務不履行リスク	選定事業者の責めによる債務不履行リスクについて、「No.21」に記載されている「最終期限日」とは、実施方針P3の事業スケジュールにおける「引渡の期限(平成17年3月末日)」であるとの理解で宜しいですか。	最終期限日は、引渡の期限の前日とします。
83	23	24 共通	不可抗力リスク	不可抗力リスクについて、欄外注意書きに「原則事業者負担、一定の金額/割合/期間に対応するものについては、大学が負担する。」との記載がありますが、「一定の金額/割合/期間」とは具体的にどのようなものでしょうか。	不可抗力リスクの分担については、詳細を入札説明書公表時にお示しします。
84	23	24 25 共通	不可抗力リスク	不可抗力リスクの欄外()の「原則事業者負担」について、当該リスク負担の主が事業者であり、従が国という意味なのでしょうか。不可抗力リスクを事業者が主として負担するという組立では、応募者側の事業計画作成及び資金調達スキームの構築にとり、大きな支障になりかねません。過去のPFI事業のほとんどが採用しているように、民間事業者側が負うリスクの低減化と定量化を量るべく、官民の負担割合によるリスク分担の方策を採用していただけないでしょうか。	不可抗力リスクの分担については、一定金額まで事業者負担とし、これを上回る部分については大学が負担する方向で検討中です。 詳細については入札説明書公表時にお示しします。
85	23	24 25 共通	不可抗力リスク	不可抗力リスクについて、「No.24及び25」に()として、原則選定事業者負担とし、一定の金額等に対応するものについては大学負担としますが、不可抗力等について民間が主体的にリスクを負うことは過大であり、対応できないものと考えますがいかがでしょうか。	不可抗力リスクの分担については、一定金額まで事業者負担とし、これを上回る部分については大学が負担する方向で検討中です。 詳細については入札説明書公表時にお示しします。
86	23	24 25 共通	不可抗力リスク	不可抗力リスクについて、原則事業者負担となっており一定の金額等についてのみ国負担となっておりますが、事業安定化の見地より、“原則国負担”という形態に変更していただけないでしょうか。また、仮に事業者に負担を課するのであれば、累計ベースでの事業者負担限度額の設定をお願いいたします。	不可抗力リスクの分担については、一定金額まで事業者負担とし、これを上回る部分については大学が負担する方向で検討中です。 詳細については入札説明書公表時にお示しします。
87	23	25 共通	不可抗力リスク	不可抗力リスクについて、「No.25」に「自然や人為的な事象のうち保険等又は同等の措置を超えるものが原則事業者負担(一定の金額/割合/期間に対応するものは大学が負担)」となっておりますが、保険等又は同等の措置とはどのような内容をお考えなのでしょうか。具体的にご提示ください。	不可抗力リスクの分担については、詳細を入札説明書公表時にお示しします。
88	23	26 27 共通	金利リスク	金利リスクについて、欄外注記(2)に、「基準金利決定のタイミングについては・・・」との記載がありますが、本件は大学にてあるタイミングで基準金利を定め、応募者は固定スプレッドを提案し入札するという理解でよろしいのでしょうか。	大学において何らかのタイミングで基準金利を定めますが、入札にかかるスプレッドについては、応募者自身の提案によるものと考えます。 なお、基準金利決定のタイミングについては、入札説明書公表時にお示しします。

<添付資料1 リスク分担表(案)>

頁 No.	リスクNo	リスクの種類	質問事項			回答
89	23	26 27 共通	金利 リスク			金利リスクについて、当事業においては、大学側の金利負担は15年間固定金利であると考えてよろしいのですか。また、事業者側の資金調達先の一つと考えられる政策投資銀行の積極性と金利に関する意向はどのようなのでしょうか。 本事業については、事業期間中の金利の改定は予定しておりません。 日本政策投資銀行の積極性および金利に関する意向については、同行に直接お問い合わせください。なお、ご参考までに同行の「PFI相談センター」は、以下のとおりです。 http://www.dbj.go.jp/japanese/release/release/2000/991228.html
90	23	33	計画 段階	計画・ 設計 リスク	測量・ 調査 リスク	測量・調査リスクについて、「No.33」では選定事業者が実施した測量・調査に関するものには、周辺影響調査や電波障害調査が含まれるものと認識いたしますが、これらの調査結果により対策費用は変動するものと考えられます。入札段階で対策費用に関する何らかの基準が示されるのでしょうか。 事業者が実施した測量・調査の費用および測量・調査の結果生じた対策費用の増大は事業者側のリスクとなります。 なお、電波障害調査に係わる資料は、入札説明書公表時にお示しします。
91	23	38	建設 段階	建設 リスク	工事 遅延 リスク	工事遅延リスクに関し、埋蔵文化財調査については、埋蔵物等が未定のために調査日数が不確定となる恐れがありますが、これに起因する工期の遅延は、大学リスクと考えるよろしいでしょうか。 ご質問のとおりです。
92	24	46 48	維持 管理 段階	計画 変更 リスク		計画変更リスクについて、「No.46及び48」の「時限に係るもの」とは具体的にどのような事態を想定されてものか、ご明示ください。 熊本大学(本荘)発生医学研究センターは、事業期間中に時限を迎えます。時限後も同様の研究を行う施設として運営することを想定していますが、時限を契機として、研究機能の拡充等のため、部分的に研究内容やそれに伴う施設の仕様を変更することが考えられます。 具体的なリスクとしては、上記の研究内容や施設仕様の変更およびそれに伴う維持管理業務の変更によって生じる費用等を想定しています。
93	24	48	維持 管理 段階	計画 変更 リスク		計画変更リスクについて、時限に伴うリスクは大学が負うもの、とありますが、具体的にはどのようなリスク負担をお考えなのでしょうか。例えば、事業者の得べかりし利益の喪失等についても、大学側の負担となるのでしょうか。 熊本大学(本荘)発生医学研究センターは、事業期間中に時限を迎えます。時限後も同様の研究を行う施設として運営することを想定していますが、時限を契機として、研究機能を拡充する等の要因により、部分的に研究内容やそれに伴う施設の仕様を変更することが考えられます。 具体的なリスクとしては、上記の研究内容や施設仕様の変更およびそれに伴う維持管理業務の変更によって新たに生じる費用を想定しています。 なお、時限によって事業内容を変更し、その結果、事業者側の維持管理業務の範囲が変更された場合の取り扱いについては、入札説明書公表時にお示しします。
94	22～ 24	全般				事業期間中において、大学が独立行政法人化された場合、官民のリスク分担の問題はないのでしょうか。何らかの問題が予想されるのであれば、事業契約当初から、そのような場合における官民の取決めは必要ないのでしょうか。 独立行政法人化された場合においても、大学と事業者とのリスク分担の基本的な考え方については原則として変更はないものと考えます。

実施方針等に関する質問回答書

<別添資料1 業務範囲一覧表(案)>

頁 No.	大項目	中項目	業務No.	質問事項	回答
95	1	1	1-1-1 1-1-2	事前調査業務について、業務範囲一覧に地質調査、埋蔵文化財調査等が事業者の担当業務になっていますが、もし埋蔵文化財が発掘され全体工期に影響を及ぼす場合、そのリスク負担はどのようにお考えでしょうか。また、調査自体を外部に委託していただくことは可能でしょうか。	前段については、リスク分担表(案)No.34のとおりです。 後段については、PFI対象業務外として大学から外部に委託することは考えておりません。
96	1	1	1-1-1 1-1-2	業務範囲一覧に地質調査、埋蔵文化財調査等が事業者の担当業務になっていますが、設計提案において地盤の状態は把握しておく必要があります。事前に数箇所地質データを調査することは可能でしょうか。もしくは何らかの形でデータを取得することは可能でしょうか。	施設設計要求書(案)の資料1をご参照ください。
97	1	1	1-5-1	情報システムの開発・整備業務については、国の業務担当(大学が外部委託)となっておりますが、システムに合わせた建物・設備を構築するにあたりまして、情報システム設備等は既にできていると考えて宜しいでしょうか。調達の順序はどちらが先でしょうか。御教示頂ければと思います。	大学全体のシステムは、完成しておりますので、本施設へのハード面の整備は建設時に行います。
98	2	3	3-10-1 ~ 3-10-5	清掃業務について、業務範囲一覧表(案)によれば、廃棄物処理業務は大学及び国の業務担当とされ、業務要求水準書(案)によれば、ゴミ収集、運搬、処理業務は事業者の業務範囲とされております。矛盾があると思われかもしれませんが、どうでしょうか。	業務要求水準書(案)の清掃業務「ゴミ収集、運搬、処理」に記してある「ゴミ収集、運搬」は、事業者が施設内の一般廃棄物を収集し、大学構内に設けてあるゴミ保管所まで運搬することを指します。業務範囲一覧表(案)の「3-10-2 一般廃棄物の運搬」及び「3-10-3 一般廃棄物の処理」は、大学が外注する業者が大学構内の数箇所のゴミ保管所から処理場まで一般廃棄物を運搬し、市がそれらを処理することを指します。 なお、業務要求水準書(案)の清掃業務「ゴミ収集、運搬、処理」に記してある「ゴミ処理」については、事業者の業務から外します。

実施方針等に関する質問回答書

<別添資料2 業務要求水準書(案)>

頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答	
99	2	第1	6	(4)		補修・修繕について、「施設の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状あるいは実用上支障のない状況まで回復させることをいう。」と記載されていますが、特に一部の設備機器においては、維持管理期間に近い耐用年数のものもあります。長期修繕は含まれない為、これにかかる更新も補修・修繕に含まれないものと考えて宜しいでしょうか。	耐用年数に伴う更新は予定しておりません。ただし、事業期間中及び事業期間終了時には、原状あるいは実用上支障のない状況まで回復させた状態を保持してください。
100	4	第2	4	(1)	2)	建築施設全般の保守管理業務について、業務水準として、「全てが最新の法定の検査に従うものとする。」とありますが、検査内容が追加的な費用負担を伴うものである場合、当該費用については大学負担という理解でよろしいですか。(要は、添付資料1「リスク分担表(案)」の「No.7」に該当するとの理解でよろしいですか。)	本事業に典型的又は特別に影響を及ぼすものは大学が当該費用を負担し、それ以外の一般的な施設に該当するものは選定事業者が当該費用を負担します。
101	8	第2	4	(5)	2)	清掃業務について、業務範囲一覧表(案)によれば、廃棄物処理業務は大学及び国の業務担当とされ、業務要求水準書(案)によれば、ゴミ収集、運搬、処理業務は事業者の業務範囲とされています。矛盾があると思われませんがいかがでしょうか。	業務要求水準書(案)の清掃業務「ゴミ収集、運搬、処理」に記してある「ゴミ収集、運搬」は、事業者が施設内の一般廃棄物を収集し、大学構内に設けてあるゴミ保管所まで運搬することを指します。業務範囲一覧表(案)の「3-10-2 一般廃棄物の運搬」及び「3-10-3 一般廃棄物の処理」は、大学が外注する業者が大学構内の数箇所のゴミ保管所から処理場まで一般廃棄物を運搬し、市がそれらを処理することを指します。 なお、業務要求水準書(案)の清掃業務「ゴミ収集、運搬、処理」に記してある「ゴミ処理」については、事業者の業務から外します。

実施方針等に関する質問回答書

<別添資料3 施設設計要求書(案)>

質問No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答
102	7	1	第1	5		建築基本計画について、「建物は、鉄骨造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造の高層建物とする。」とありますが、いかなる理由によってもその他の構造は認められないということでしょうか。	安全性が確保できる場合には、その他の構造も可能です。
103	1	2	第2	1	(5)	現況の日影規制(時間、時刻)またはそのデータを提示いただけないでしょうか。	3時間、5時間です。
104	2	2 ~ 8	第2 第3			「ミレニアム・プロジェクト事業」にうたわれております「先導的な研究拠点等の整備」を担う研究施設としては、高度なセキュリティが必要と考えておりますが、セキュリティ(情報セキュリティ・物理的セキュリティ)関連の提案等は評価対象となりますでしょうか。	入札説明書公表時にお示しします。
105	1	3	第2	3		適用基準等について、～として仕様書・指針等が記載されておりますが、これらの基準等に対し、基本的には準じて行うものと考えられますが、民間工事で採用している基準の採用(建築家協会仕様書・空気調和衛生工学会仕様書等)が可能と考えて宜しいでしょうか。	表記の適用基準に準ずるものとなります。
106	2	4	第2	5	(2)	埋蔵文化財関連について、事業計画地は埋蔵文化財包蔵区域とありますが、同区域に係る関連資料はご提示いただけますか。	入札説明書公表時にお示しします。
107	2	4	第2	5	(3)	事業計画地域内取壊し建物(RI関連施設)について、解体該当部分すべてがRI除染の必要があると解釈すべきですか。	RI関連施設は、事業者の負担により調査を行った結果、汚染部分については除染を行ってください。
108	4	4	第2	5	(3)	事業計画地域内取壊し建物(RI関連施設)について、RI除去の作業計画を立てるに当たって、必要な現況建物に関する基礎資料等はご提示いただけますか。	必要な場合は、有料にて配布します。配布方法については、入札説明書公表時にお示しします。
109	3	4	第2	5	(3)	樹木の移植について、「工事に支障となる樹木を移植する」とありますが、これは伐採せずに一時的に他場所に移した上で、工事完成後改めて移植するということですか。若しくは、単に別の場所に移植するということですか。その場合、移植先はどこになりますか。	入札説明書公表時にお示しします。
110	5	5	第2	6	(1) ~ (9)	周辺インフラ整備について、(1)~(9)が記載されていますが、具体的な位置、分岐や取り出し可能な容量、熱量、サイズ、圧力及び仕様等についてご提示ください。	回答集付属資料2をご参照ください。
111	3	5	第2	6	(6)	暖房について、暖房用熱源として蒸気又は温水の供給があると考えて良いのでしょうか。	暖房設備は既存建物用で、現研究建物撤去解体に伴う配管の盛替え工事であり、本建物への供給ではありません。
112	1	5	第2	6	(8) (9)	電気及びネットワークについて、既存建物側での、本事業による変更工事等は今回の対象事業となるのでしょうか。御教示頂ければと思います。	対象事業になります。

<別添資料3 施設設計要求書(案)>

質問No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答	
113	4	6	第3	1	(1)	設備施工について、地震に対する考慮も必要であると考えて良いでしょうか。	耐震に対して考慮を要します。	
114	5	6	第3	1	(3)	機械設備について、スクラパーファン等で屋外に設置する方が良い機器は、屋外設置と考えて構わないでしょうか。	屋上に設置するものとします。	
115	1	7	第3	2	(5)	自家発電設備について、「運用上必要な設備に送電」とありますが負担容量をご教示ください。	電灯回路74.7kVA、動力回路15.0kVA、非常エレベータ15.0kVAです。	
116	6	7	第3	3	(1)	空調設備については、「代替フロン」ではなく「新冷媒または自然冷媒」を使用してよろしいでしょうか。	代替フロン、新冷媒または自然冷媒を使用することは妨げません。	
117	2	8	第3	3	(6)	給水設備について、市水と井水の供給方法が異なっていますが特別な理由があるのでしょうか。ご教示ください。	市水は実験用に使用し、井水は飲料用と洗浄用に使用します。	
118	7	8	第3	3	(6)	給水設備について、井水は飲料用ではなく洗浄用のみ使用すると考えてよろしいでしょうか。	井水は飲料用と洗浄用に使用します。	
119	8	9	第4	1	(1)	1)	サイン計画のうち、屋外サインの仕様等の指定があれば教示ください。	事業者の裁量とします。
120	9	9	第4	1	(1)	3)	動線計画について、既設棟との動線指示があれば教示ください。	回答集付属資料3をご参照ください。
121	10	9	第4	1	(1)	3)	各分野については、1フロアにまとめることが望ましいとのご指示ですが、共通部門の諸室についてのお考えがあれば教示ください。	回答集付属資料4をご参照ください。
122	11	11~87	第4	2		諸室仕様の設置備品について、実験機器類等の重量(特に重いもの)を教示ください。	入札説明書公表時にお示しします。	
123	13	11~87	第4	2		諸室仕様の設置備品のうち、使用エネルギーの種類(電話、ガス、蒸気等)により設備計画に影響するものがあります。今後、ご指示がなされると考えてよろしいでしょうか。[例:オートクレーブ等]	詳細は入札説明書公表時にお示しますが、原則としてエネルギーは電気とする予定です。	
124	12	22	第4	2	(1)	室名に「P2」の記載がある室は「パイオハザードに関する物理的封じ込め」ガイドラインによるレベルP2に該当すると考えてよろしいでしょうか。また、表示がないもの室は、該当しないと考えるよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
125	8	97	第5	2	(1)	建設工事・監理業務について、「無理の無い工事工程を立てるとともに、適宜近隣住民及び構内に周知し、作業時間に関する了解を得る。」とありますが、大学構内における工事に関する作業時間の規定やカリキュラムに応じた作業時間の制限等がありますか。建設作業による振動・騒音等により、精密機械等に影響を与える可能性がありますので。	建設工事は、適宜近隣住民及び構内に周知し、作業時間に関する了解を得た後に実施するほか、停電作業は休日に行ってください。	
126	6	98	第5	2	(3)	工事管理業務を行うものは、建築基準法に規定される工事管理者(建築士法に基づく建築士)とされておりますが、この工事管理は「工事監理」の間違いではないでしょうか。	ご質問のとおりです。	